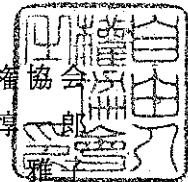


2007年5月18日

社団法人自由人権協会

代表理事 弘中惇一  
紙谷 雅子

田中 宏  
庭山正一郎



### 国民投票法の成立に対する声明

私たち社団法人自由人権協会（JCLU）は、今般、いわゆる国民投票法が成立したことについて、以下のとおり見解を表明する。

自由人権協会（JCLU）は、60年前、憲法とともに生まれ、憲法で保障されている人権の擁護を唯一の目的として活動してきた団体である。私たちは、60年間の活動のなかで、個人の権利や自由を守るという憲法の究極の目的を達成するためには、憲法を大切にすることが何よりも重要であるということを学んできた。

この点から、今回の一連の改正手続きおよび、その決定過程における国会審議が、あまりに憲法を軽々しく扱うものであったことに強い憤りを覚える。

私たちは早い段階から、最低投票率、改正の限界、それに伴う無効訴訟のあり方、公務員や教育者の運動のあり方について具体的な問題点を指摘し、対案を示してきた。しかし、これらの重要な問題についてほとんど実質的な議論もされないまま、ほぼ原案通りの手続きが法制化されてしまった。また、広告等のメディア規制については、憲法が保障する表現の自由に抵触すると指摘していたにもかかわらず、修正のすえ、むしろ規制は強化される結果になった。

これらは、国民主権ならびに表現の自由の観点から、現憲法の趣旨を逸脱するものであって、憲法軽視の象徴である。私たちは、このようなやり方で憲法改正論議が進められることを強く危惧し、憲法遵守義務を負う国会議員として、早急かつ抜本的に検討をし直すことを求める。

以上